

(裏)

この証明書を携帯する者は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例により立入検査をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりである。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(抜粋)

- 第152条の2 知事は、この条例第二章の施行に必要な限度において、関係職員に、第5条の7第6号の事業所、口座名義人若しくは登録検証機関の事務所、営業所その他の場所に立ち入り、その場所において、又はその他必要な場所において、帳簿書類、機械、設備その他の物件を検査し、又は関係人に対する指示若しくは指導を行わせることができる。
- 2 前項の規定により立入検査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定により立入検査等を行う職員のうち専ら当該事務に当たるものを、東京都地球温暖化監察員と称するものとする。
- 4 第1項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 第161条 次の各号の一に該当する者は、15万円以下の罰金に処する。
 - 四 第152条第1項の規定による立入り、検査若しくは採取、第152条の2第1項の規定による立入り若しくは検査又は第154条第1項の規定による立入りを拒み、妨げ、又は忌避した者